

野外活動センター条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 27 日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第25号

野外活動センター条例施行規則の一部を改正する規則

野外活動センター条例施行規則（昭和49年岩手県規則第47号）の一部を次のように改正する。

改正前			改正後		
別表（第 2 条関係）			別表（第 2 条関係）		
区 分	単 位	使用料	区 分	単 位	使用料
陸上競技用具	[略]	<u>140円</u>	陸上競技用具	[略]	<u>円</u> <u>150</u>
軟式野球用具	[略]	<u>260</u>	軟式野球用具	[略]	<u>270</u>
ソフトボール用具	[略]	<u>260</u>	ソフトボール用具	[略]	<u>270</u>
[略]			[略]		
バスケットボール用具	[略]	<u>130</u>	バスケットボール用具	[略]	<u>140</u>
[略]			[略]		
卓球用具	[略]	<u>60</u>	卓球用具	[略]	<u>70</u>
[略]			[略]		
備考 改正部分は、下線の部分である。					

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。